

総合モニタリング計画における原子力事業者の実施項目について（案）

平成25年3月18日
東京電力株式会社

1. 総合モニタリング計画について

国のモニタリング調整会議において、総合モニタリング計画が定められ、この計画に従い、原子力事業者もモニタリングを実施している。（参考資料）

2. 具体的実施内容

原子力事業者がモニタリングを実施している項目は、総合モニタリング計画に記載されている各種モニタリング中の以下の項目となっている。

①「東京電力福島原子力発電所周辺を中心とした陸域モニタリング」の「避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング」

○警戒区域（避難区域）及び計画的避難区域を対象とした、

・走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリング

→H23年8月以降、12巡を実施。今後更に継続（添付図参照）

・居住制限区域における空間線量率等の測定

→20km圏内の50定点をH23年5月から継続測定

・広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリング

→常磐高速等の除染前モニタリング支援

○避難指示が解除された地域や、インフラ状況等を考慮して避難指示の解除が見込まれる地域を対象とした、住民の帰還・復興を支援するきめ細かなモニタリング、除染の進捗状況を踏まえた空間線量率の測定 → 復興本社の設立に伴い、今後強化充実を図る

○旧緊急時避難準備区域における復旧を支援するためのモニタリング

→井戸水モニタリング支援業務（サンプル収集、分析支援）等を実施

②「海域モニタリング」（添付図参照）

総合モニタリング計画で定められた5つの海域のうち、福島第一原子力発電所付近海域ならびに宮城県及び茨城県の沿岸海域における①海水、②海底土、③海生生物のモニタリング
<5つの海域>

(1) 東電第一原子力発電所近傍海域

(2) 沿岸海域（青森県（一部）・岩手県から宮城県、福島県、茨城県、千葉県（一部）の海岸線から概ね30km以内）

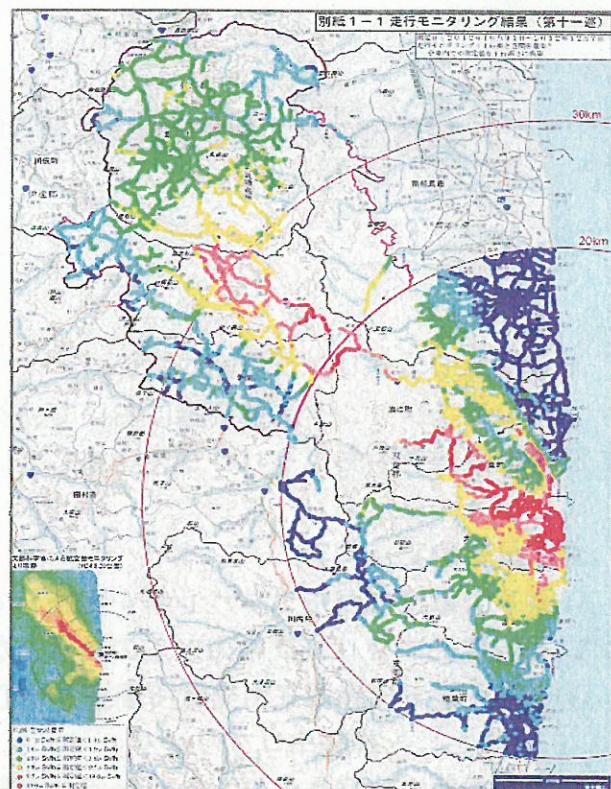
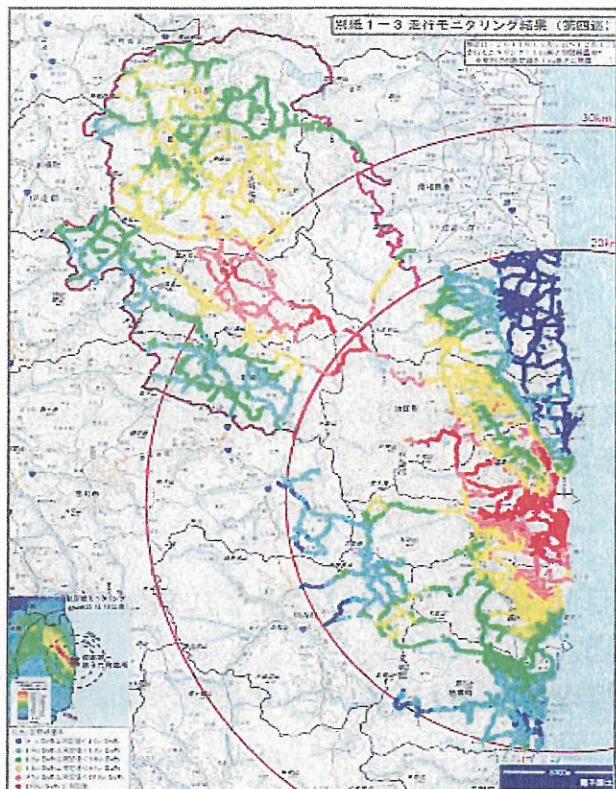
(3) 沖合海域（海岸線から概ね30～90km以内）

(4) 外洋海域（海岸線から概ね90～280km及び280km以遠）

(5) 河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖性海域である東京湾

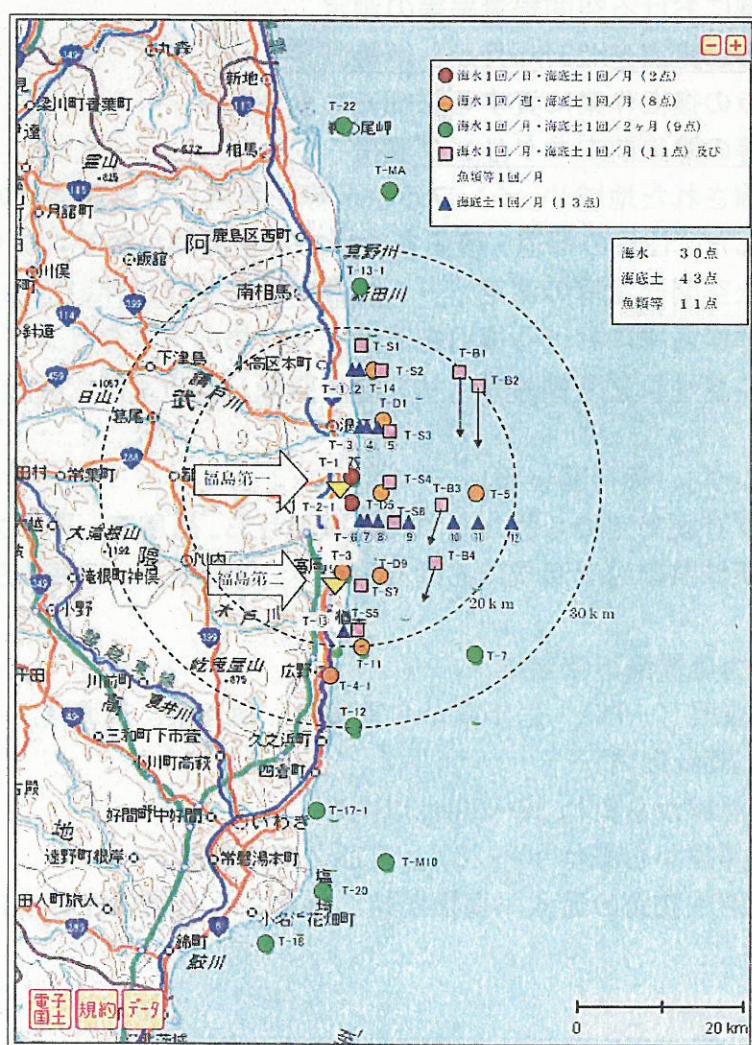
以上

添付図



走行サーベイによる1年間の空間線量率の推移

左図：第四巡（平成23年11月5日～12月12日） 右図：第十一巡（平成24年10月31日～12月7日）



海水等サンプリング位置 (福島沿岸、平成 24 年 11 月 26 日以降)

総合モニタリング計画

平成23年8月 2日 決定
 平成24年3月15日 改定
 平成24年4月 1日 改定
 モニタリング調整会議

1. 基本的な考え方

これまで、東京電力福島第一原子力発電所（以下、「東電第一原子力発電所」という）からの放射性物質の大量放出に対応した緊急時モニタリングを中心にモニタリングが実施されてきたが、東電第一原子力発電所の原子炉の安定状態が数ヶ月間継続し、原子炉施設からの放射性物質の大きな放出は観測されておらず、空間線量は大幅に抑えられ、時間的な変化は小さくかつ安定している状況にある。そして、今般、放射性物質汚染対処特措法¹が本年1月に施行され、除染活動が本格化しつつあるとともに、平成23年12月に「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部）がまとめられ、新たな避難指示区域を設定することを目指して検討が進められている一方で、線量の高い地域の碎石が流通するなどの対応すべき新たな課題が出てきている。

このような状況の中、今後とも、状況の変化を捉えつつ、東京電力福島原子力発電所周辺地域の環境回復、子供の健康や国民の安全・安心に応える「きめ細かなモニタリング」と、一体的に分かりやすい情報提供のため、国が責任をもって自治体や原子力事業者等との調整を図り、「抜け落ち」がないように放射線モニタリングを実施することが必要である。

具体的には、周辺環境における全体的影响を評価し、今後の対策の検討に資する観点から、放射線モニタリングにおける主要なねらいについて、

- ① 人が居住している地域や場所を中心とした放射線量、放射性物質の分布状況の中長期的な把握
 - ② 現在の周辺住民の被ばく（外部被ばく及び内部被ばく）線量及び今後予想される被ばく線量の推定
 - ③ さまざまな被ばく状況に応じた、被ばく線量を低減するために講じる除染をはじめとする方策の検討立案・評価
 - ④ 将来の被ばくを可能な限り現実的に予測することによる、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断
 - ⑤ 住民の健康管理や健康影響評価等の基礎資料
 - ⑥ 環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況の把握
- とし、これらに必要なデータを取得することとする。

なお、放射線モニタリングで得られたデータについては、今後、周辺住民の健康管理等の基礎資料として、長期にわたり、収集、蓄積するための体制を整備することにも留意することとする。

本計画は、これらを踏まえて、平成24年3月1日時点における国の体制を前提として、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携して進めていくこととしているモニタリングの内容をまとめたものとして改定を行うこととする。

¹ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）